

八潮市国土強靱化地域計画（案）に対する意見募集の実施結果と対応について

1 意見募集期間

令和3年12月10日から令和4年1月11日まで（33日間）

2 意見提出者・件数

提出者数 2人

意見件数 7件

3 意見と市の考え方

反映区分

A：意見を反映し、案を修正する（した）

B：すでに対応している

C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていく

D：意見を反映できなかった

E：その他

パブリックコメントの意見と対応

意見番号	箇所	ご意見の要旨	市の対応・考え方	反映区分
1	P16	強靱化を進めるためには、高齢者、子ども、妊婦、障がい者、車いす等すべての方々が移動しやすくするためバリアフリーな街づくり計画が必要ではないでしょうか。	<p>起きてはならない最悪の事態である「住宅・建物・交通施設等の倒壊による死傷者の発生」を回避するための施策について、本計画は、ハード面における主に建築物、交通施設等の倒壊など直接的な原因を排除する耐震化などの方策を位置づけるものであるため、本計画（案）には、反映しないものといたします。なお、この考え方は、国及び県計画も同様となっております。</p> <p>ただし、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」によって、道路や建築物、都市公園等に対するバリアフリー化を推進することとなっており、また、「第5次八潮市総合計画」、「八潮市都市計画マスタープラン」におきまして、その方針が示されております。</p>	C

2	P20	<p>「③ 防災教育の推進及び学校の危機管理能力の向上」に対する推進方針において、「児童・生徒等が、防災の知識及び救急救命の重要性について学ぶことができるよう、『八潮こども夢大学』及び『八潮こども防災マイスター』研修により、引き続き防災教育を推進する。」とあるが、あくまで一部の方です。</p> <p>防災の知識や救急救命の知識は誰にとっても必要なもので、すべての児童生徒が卒業時にはマスターし、講習修了証書を取得できるようにすべきと考えます。</p> <p>平成22年12月の市議会一般質問では、中学校における救急講習は、「市内全体に救命法を普及していくため、毎年継続していきたい」との答弁があり、事業が継続している場合には、記載すべきと考えます。</p>	<p>平成19年度から行われております中学2年生を対象とした普通救命の講習は、現在も継続しております。</p> <p>また、今後、様々な研修を行うことも考えられることから、本計画（案）については、「八潮こども防災マイスター」研修会等に修正します。</p>	A
---	-----	---	---	---

3	P20	<p>「③ 防災教育の推進及び学校の危機管理能力の向上」に対する推進方針において、「児童・生徒等が、防災の知識及び救急救命の重要性について学ぶことができるよう、『八潮こども夢大学』及び『八潮こども防災マイスター』研修により、引き続き防災教育を推進する。」とあるが、一部の子どもに指導し、他の児童に広げるための活動もよいと思いますが、各校週に一度行われる朝礼などの時間や避難訓練時に市役所の担当者等が出向き、啓発する機会を得るといった計画も検討する必要があるのではないか。</p>	<p>災害発生時、児童生徒が自分の命を自分で守り、また、地域の力として活躍することができるよう、一人でも多くの子どもたちに防災や救急救命に関する知識・技能を身に付けることは大変重要であると捉えております。</p> <p>本計画（案）に対する反映は行いませんが、関係機関と連携を図りながら今回いただいたご意見を参考に、検討してまいります。</p>	C
4	P20	<p>「④外国人支援体制の構築」に対する推進方針において、「外国人が災害時に的確な行動がとれるよう外国語での防災広報を発行する。また、多言語サポーター（通訳、翻訳ボランティア）の募集及び活用を図る。」とあるが、多言語サポーターは強靱化計画のために募集するのか、それとも他で募集した方々に責務を担っていただくのか。もし、他ですでに登録されているサポーターの方をお願いするのであれば、そこも明確に記載するべきと考える。</p>	<p>八潮市多言語サポーター制度は、令和元年に開始した制度であり、多言語での通訳や翻訳にご協力いただけるボランティアの登録制度となります。そのため、災害時には、登録者に可能な範囲でご協力いただくことを想定しております。</p> <p>なお、本計画（案）においては、「多言語サポーター」を用いておりますが、「八潮市多言語サポーター」が正式な名称であることから、名称を改めます。</p>	A

5	P22	<p>「④避難行動要支援者支援体制の構築」に対する推進方針において、「八潮市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、名簿情報の利用及び提供を行うことにより、避難行動要支援者の支援体制を構築する。」とあるが、災害時に自力での避難が難しい「要支援者」について、具体的な避難方法を定める「個別避難計画」の策定が、災害対策基本法の改正により2021年から市町村の努力義務とされた。改正された指針では、避難計画の策定にあたり、要支援者と日ごろから接する機会が多い「福祉専門職の参画を得ることが重要」とされた。計画を作った終わりではなく、それに基づいた避難訓練を実施し、そこで見つかった問題点を修正し、その上でさらに訓練をすることでいざというときに役に立ちます。福祉避難所も事前にどこの福祉避難所に行くのが把握できればスムーズに行かれるので、その点も含めて計画に書き込むことが重要と考えます。</p>	<p>災害時に自力での避難が難しい避難行動要支援者については、具体的な避難方法を定める「個別避難計画」の作成が、重要であるとともに、その計画に基づく避難訓練により、発生した問題点については、修正を行うことについては、非常に重要なことであると考えます。</p> <p>このため、訓練の実施について追記します。</p>	A
			<p>要支援者の方が自ら避難する福祉避難所を事前に把握できるようにすることについては、福祉避難所は、高齢者や障がいをお持ちの方など、特別な配慮を要する方を受け入れるための設備、機材、人員を備えることが求められ、本市におきましては、2つの社会福祉法人と協定を締結し、2施設を指定福祉避難所として指定しておりますが、平時は入所・通所施設として運営されており、収容可能な人数に制限があることから、事前の指定が難しい状況です。</p> <p>このことから、いただきました意見については、本計画（案）に反映は行いませんが、指定福祉避難所の拡充について、関係機関と協力し、検討してまいります。</p>	C

6	P32	<p>「②男女共同参画の推進」に対する脆弱性の評価において、「災害時、誰もが安心・安全な避難生活を送るためには、様々なニーズに配慮した避難所の運営が必要である。そのためには、避難所の運営組織への女性の参画や災害時に増加する DV に対する相談事業の継続等を行う必要がある。」とあるが、阪神淡路大震災や東日本大震災の際も、避難所における性被害が多く報告されており、DV だけでなく性被害についても記述すべきと考えます。</p>	<p>ここでは、日頃から取り組んでいる DV 相談支援室について、災害時も継続的に取り組んでいくことを示したものです。</p> <p>性被害等の相談については、八潮市地域防災計画に基づき配置される女性の相談員等において対応することとしております。</p> <p>また、避難所における巡回警備等による犯罪抑止、発生した際の相談体制の構築について、関係機関との連携を図り、支援体制の構築に努めてまいります。</p>	C
7	P33	<p>「④福祉避難所の指定」に対する推進方針において、「災害時、要配慮者が健康への特別な配慮や介護を必要とする場合には、市内の高齢者・障がい者施設等を福祉避難所に指定し、通常の指定避難所から移送できる体制を構築する。」とあるが、高齢者・障がい者で、すでに障害度等により指定避難所へ行った方がいい方は直接指定避難所へ行ける手続き等をするシステムの構築をすべきではないか。</p>	<p>指定福祉避難所は、高齢者や障がいをお持ちの方で、特別な配慮を要する方の受け入れを行うための設備、機材、人員を備えた避難所であり、本市におきましては、2つの社会福祉法人と協定を締結し、2施設を指定福祉避難所として指定しております。</p> <p>指定福祉避難所となる施設は、平時は入所・通所施設として運営されており、収容可能な人数に制限があることから、事前の指定が難しい状況です。</p> <p>このことから、いただきました意見については、本計画（案）に反映は行いませんが、指定福祉避難所の拡充について、関係機関と協力し、検討してまいります。</p>	C